

参加無料!!

～女性が活躍する新たなステージへ～

あなたの企業の女性活躍を しっかり支援します!

改正された女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の策定・届出が常時雇用する労働者が101人以上の事業主にも義務化(2022年4月1日施行)。女性活躍を推進するには、何から始めればよいのか、どのように取り組めばよいのか、悩んでいる事業主や人事労務担当者の皆さまを支援します。

中小企業の経営者・人事労務担当者の皆様へ

女性活躍推進アドバイザーによる個別企業訪問支援 & 電話・メール相談

専任の「女性活躍推進アドバイザー」が、女性活躍に関する状況の把握や課題の分析、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定から届出まで、一貫した支援を行います。(常時雇用する労働者が300人以下の中小企業の皆様が対象です)



自治体、労使団体や業界団体等の皆様へ

説明会等への講師派遣

業界団体等が実施する説明会等に、「女性活躍推進アドバイザー」を講師として派遣します。



社会保険労務士等の皆様へ

女性活躍推進に関するスキルアップ研修会

中小企業の実情を踏まえた女性活躍推進法に基づく支援活動に必要なスキルを学ぶことができる研修会を実施します。



委託運営：**LEC**東京リーガルマインド 「女性活躍推進センター」

お問い合わせ先は
【東日本事務局】 TEL:0120-982-230 (フリーダイヤル) 平日9時～17時
【西日本事務局】 TEL:0120-975-531 (フリーダイヤル) 平日9時～17時
E-Mail: info@joseikatsuyaku.com

お申込みは

LEC女性活躍推進センター

専用HP: <https://joseikatsuyaku.com/>



QRコードからも
ご覧いただけます

「2021年度 中小企業のための女性活躍推進事業」は厚生労働省より委託を受け、株式会社東京リーガルマインドが運営しています。

*お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。無断で第三者に提供することはありません。

女性活躍推進アドバイザーによる、相談、個別企業訪問支援

あなたの企業の女性活躍推進を、アドバイザーがきめ細やかに支援します！

女性が活躍できる企業にしたい、えるぼし認定を取りたい、そのために何から始めたら良いのか、具体的にどのように取り組めば良いのか悩んでいる経営者や人事労務担当者の皆様に支援します。

対象となる企業

- ① 常時雇用する労働者数300人以下の中小企業
- ② 女性活躍推進の取り組みに関して専門知識が足りない、ノウハウが不足している等の課題を抱えている中小企業

個別企業訪問支援の流れ

- 1 HPよりお申込み。アドバイザーを選定し、貴社に派遣します。
- 2 専任のアドバイザーがオンライン又は訪問により、貴社を具体的に支援します(2回程度)。電話やメールでの相談も承ります。
- 3 「一般事業主行動計画」の策定完了まで責任を持って支援します。

具体的な支援内容

1. ヒアリングの実施(状況や課題の把握)
2. 課題の整理・目標設定
3. 具体的な行動計画を示し、目標に向けた取り組みへのアドバイス
4. 一般事業主行動計画の策定と都道府県労働局への届出
5. その他、情報公表の諸手続き、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定取得に係わる内容や諸手続き等についての支援

自治体、労使団体や業界団体等の説明会への講師派遣

<自治体、労使団体や業界団体等の皆様へ>

女性活躍推進アドバイザーを講師として派遣します！

自治体、労使団体や業界団体等が実施する、中小企業(労働者数300人以下の企業)の経営者や人事労務担当者等が参加する女性活躍推進のための説明会等へ、女性活躍推進アドバイザーを講師として派遣します。

講師派遣の流れ

- 1 ホームページよりお申し込み
- 2 講師派遣を希望される説明会等の日程や所要時間等について事務局からお伺いします。講義内容については講師よりご連絡します。

※オンライン対応も可能です。

説明会の内容

1. 女性活躍推進法に基づく状況把握・課題分析、行動計画策定・届出、情報公表の内容
2. えるぼし認定・プラチナえるぼし認定の内容
3. 女性の活躍推進企業データベースの紹介
4. 助成金に係わる情報提供
5. 既に女性活躍推進に取り組んでいる企業の具体的な取り組み事例の紹介 等

一般事業主行動計画策定・届出や「えるぼし」認定を取得すると メリットがたくさんあります。



等

詳しくは、お気軽にお問い合わせください。